

北部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更（箕面市決定）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種類	面積	備考
防火地域	約 1 5 8 ha	
準防火地域	約 4 2 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

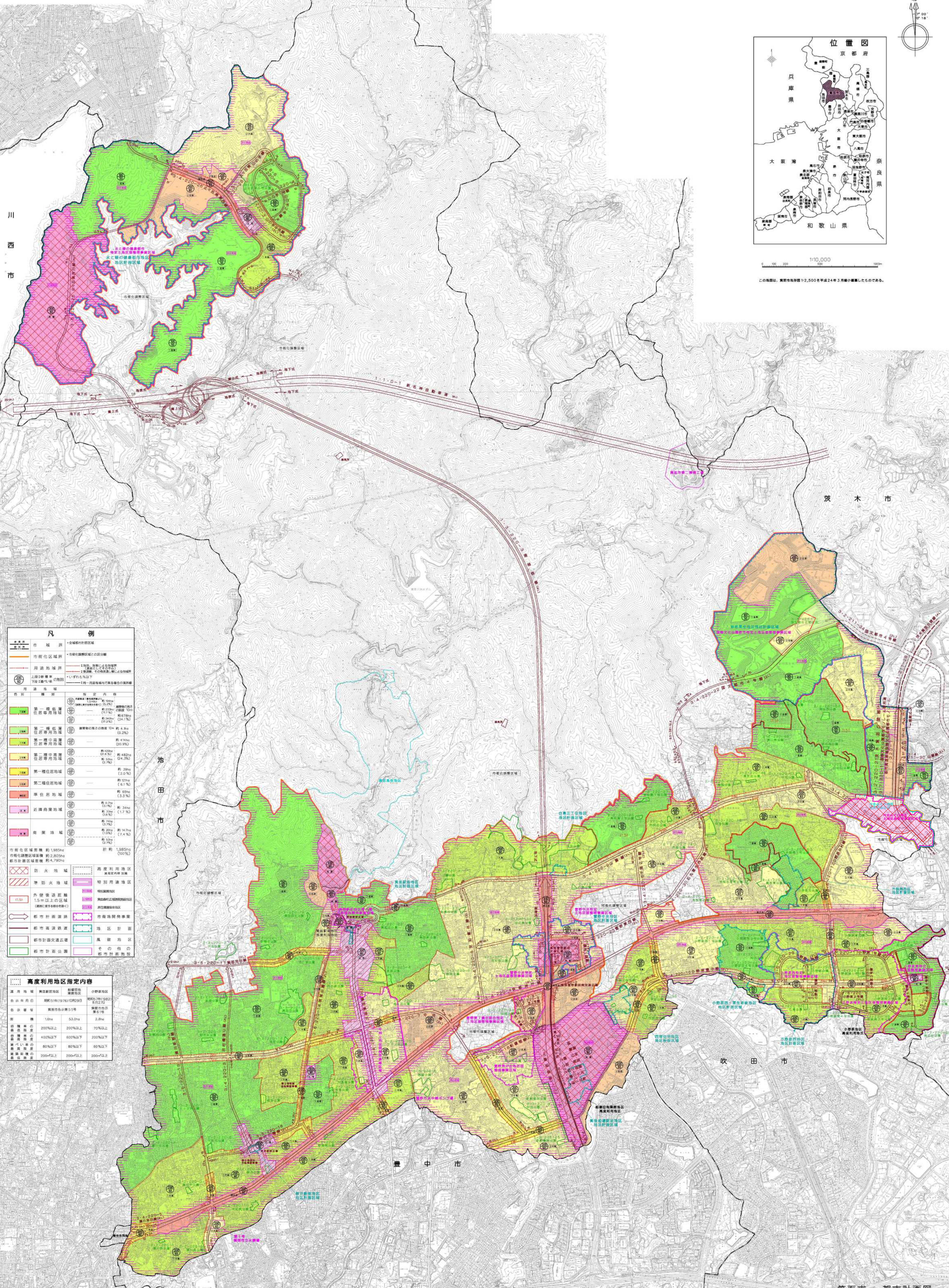
理 由

川合・山之口地区において、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことから、都市の不燃化を促進するため、本案のとおり防火地域及び準防火地域を変更しようとするものである。



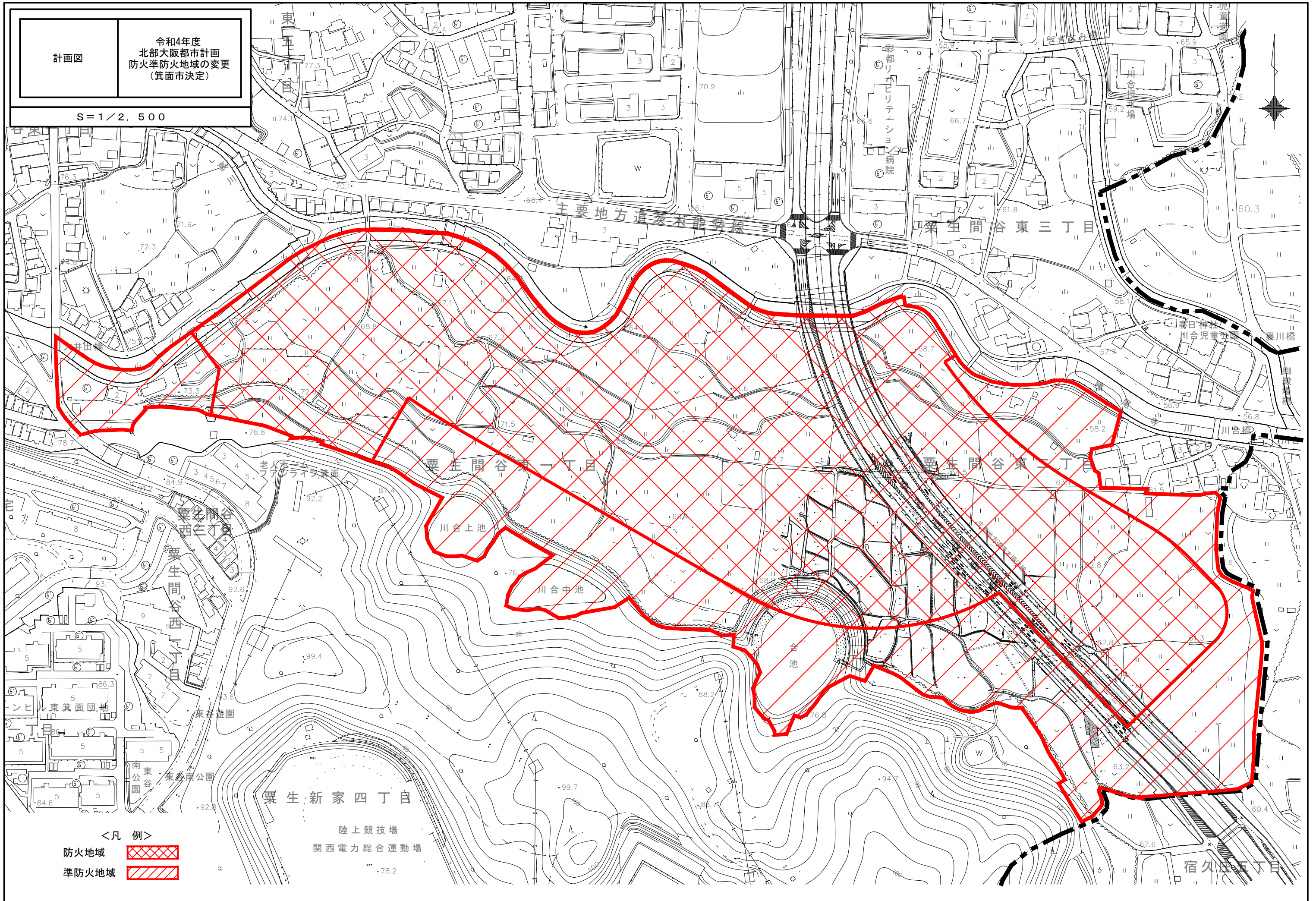
0 100 200 500 1000m

この地図は、寛政市地形図1:2,500を平成24年3月縮小編集したものである



計画図

令和4年度
北部大阪都市計画
防火準防火地域の変更
(箕面市決定)

$$S = 1/2, \quad 500$$


新旧対照表

上段 変更後
下段 () 内変更前

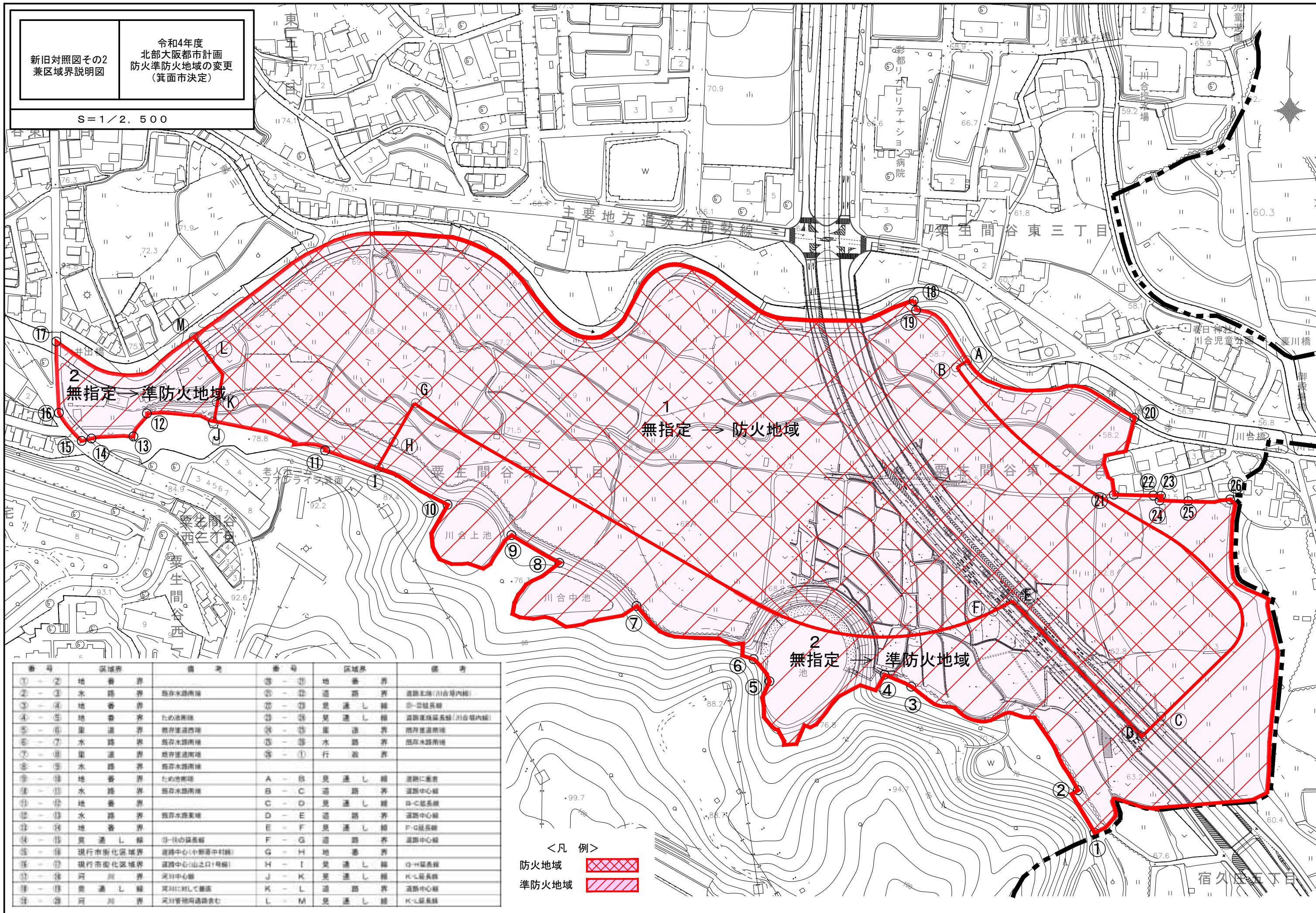
種類	面積	備考
防火地域	約 158.1ha (145.3)	
準防火地域	約 41.9ha (35.4)	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新旧対照図その2
兼区域界説明図

令和4年度
北部大阪都市計画
防火準防火地域の変更
(箕面市決定)

S=1/2,500



番号	区域界	備考	番号	区域界	備考
① - ②	地番界		⑤ - ⑥	地番界	
② - ③	水路界	既存水路南端	⑥ - ⑦	道路界	道路北端(川合堀内線)
③ - ④	地番界		⑦ - ⑧	見通し線	⑧-⑨延長線
④ - ⑤	地番界	ため池南端	⑧ - ⑨	見通し線	道路直線延長線(川合堀内線)
⑤ - ⑥	里道界	既存里道西端	⑨ - ⑩	里道界	既存里道南端
⑥ - ⑦	水路界	既存水路南端	⑩ - ⑪	水路界	既存水路南端
⑦ - ⑧	里道界	既存里道南端	⑪ - ⑫	行波界	
⑧ - ⑨	水路界	既存水路南端			
⑨ - ⑩	地番界	ため池南端	A - B	見通し線	道路に垂直
⑩ - ⑪	地番界	既存水路南端	B - C	道路界	道路中心線
⑪ - ⑫	地番界		C - D	見通し線	⑩-⑪延長線
⑫ - ⑬	水路界	既存水路東端	D - E	道路界	道路中心線
⑬ - ⑭	地番界		E - F	見通し線	F-G延長線
⑭ - ⑮	見通し線	⑬-⑭の延長線	F - G	道路界	道路中心線
⑮ - ⑯	現行市街化区域界	道路中心(小野道中村線)	G - H	地番界	
⑯ - ⑰	現行市街化区域界	道路中心(山之口1号線)	H - I	見通し線	G-H延長線
⑰ - ⑱	河川界	淀川中心線	I - J	見通し線	K-L延長線
⑱ - ⑲	見通し線	淀川に対して垂直	J - K	道路界	道路中心線
⑲ - ⑳	河川界	淀川管轄河川調査区	K - L	道路界	道路中心線
			L - M	見通し線	K-L延長線

<凡 例>

防火地域
準防火地域

